

2.6. 登録検査等事業者制度に関するよくある質問集

Q-1 今回の制度改正の主な変更点は何ですか。

(回答) 今般の法改正で変更となった主なポイントは以下のとおりです。

① 無線局の定期検査制度の見直し（登録検査等事業者制度の導入）

免許人からの依頼により登録検査事業者が検査を行い、無線設備等が法令に適合している旨を記載した証明書を、免許人が総務省に提出したときは、定期検査を省略できる制度を設けます。

② 登録の更新制度の導入

登録検査事業者については、政令で定める期間（5年）ごとにその更新を受けなければ、その登録の効力を失うことになります。

③ 検査の対象となる無線局の規定、及びそれに伴う点検の対象となる無線局の規定の見直し

登録検査事業者が検査を行うことができる無線局は、人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局以外となります。これに合わせ、国が開設するものうち、人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局以外が新たに点検の対象となる無線局として追加されました。

④ 業務方法に係る改善命令の新設

業務の実施の方法によらないで検査又は点検の業務を行ったと認める場合に、業務方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずる業務改善命令が新たに規定されました。

⑤ 業務停止命令の新設

登録の取り消しに加え、期間を定めて検査又は点検の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることを可能とする業務停止命令が新たに規定されました。

⑥ 証明書の虚偽記載に係る罰則規定の新設

証明書に虚偽の記載をした者に対し、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する刑罰が新たに規定されました。

Q-2 現在、登録点検事業者としての登録を受けている事業者は、新制度でどのように扱われますか。

(回答) 放送法等の一部を改正する法律の施行の際に、既に登録点検事業者として登録を受けている者は、施行日に登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者）として登録を受けた者とみなされます。登録番号に変更はなく、現在交付されている登録証は、そのまま利用可能です。

Q-3 登録点検事業者（制度改正前に登録を受けていた登録点検事業者を含む。）が、検査の事業を行うために登録検査事業者として登録を受ける場合、どのような手続きを行えばよいですか。

(回答) 登録点検事業者（制度改正前に登録を受けた点検事業者を含む。）が、登録検査事業者として登録を受ける場合、新たに登録検査事業者として登録の申請を行い、登録検査事業者として登録を受けることが必要になります。登録の変更ではできません。

Q-4 登録点検事業者（制度改正前に登録を受けていた登録点検事業者を含む。）が、新たに登録検査事業者として登録を受けた場合、登録免許税は課税されますか。

(回答) 登録点検事業者（制度改正前に登録を受けていた登録点検事業者を含む。）の登録と登録

検査事業者の登録は、異なる別個の登録であることから、新たに登録検査事業者として登録を受けた場合は、登録免許税 9 万円が課税されます。

Q-5 人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定める無線局には、どのような無線局がありますか。

(回答) 法第 73 条第 3 項において規定されている「人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局」は、登録検査等規則第 15 条に以下のとおり定められています。
第十五条 法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局とする。

- 一 法第百三条の二第十二項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局その他これらに類するものとして電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第十四条各号に掲げる無線局
- 二 法第百三条の二第十三項第一号及び第二号に掲げる無線局
- 三 地上基幹放送局
- 四 船舶局（旅客船の船舶局に限る。）
- 五 航空機局
- 六 地球局（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号に規定する一般放送及び同条第十三号に規定する衛星基幹放送の業務の用に供するものに限る。）
- 七 航空機地球局
- 八 船舶地球局（旅客船及び第一号の無線局を開設する船舶の船舶地球局に限る。）
- 九 人工衛星局（放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務の用に供するものに限る。）
- 十 衛星基幹放送局
- 十一 前号までに掲げる無線局の他、無線局の目的及び利用方法を勘案して、総務大臣が別に告示する無線局

同条第 11 号において総務大臣が別に告示する無線局については、無線局の目的が、①航空保安用、②放送事業用（固定局に係るものに限る。）、③飛行援助用のいずれかに該当する無線局。

Q-6 登録検査事業者による検査の対象外となる船舶局（旅客船のみ）とは具体的にどのような船舶局をさしますか。

(回答) 無線局事項書中船舶の用途コードに「PSG（旅客船）」又は「PCS（貨客船）」のいずれかが含まれているものはすべて登録検査事業者による検査の対象外の無線局となります。なお、旅客船は、法令上、12 名を超える旅客定員を有する船舶と定義されています。

Q-7 判定員に求められる要件は何ですか。

(回答) 法第 24 条の 2 第 4 項第 3 号の規定により、法別表第 4 に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の検査（点検である部分を除く。）を行うことが必要です。具体的な要件は次のとおりです。

- ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。第四号において同じ。）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は

第一級陸上無線技術士の資格を有する者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

- ② 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。
- ③ 外国の政府機関が発行する前号に掲げる資格に相当する資格を有する者であることの証明書を有する者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。
- ④ 学校教育法による大学に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。
- ⑤ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。

Q-8 法別表第4では「無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に〇年以上従事した経験を有する」という条件がありますが、経験年数はどの時点から起算すべきでしょうか。

（回答）無線通信に関する科目を修めて大学等を卒業した時点又は第一級陸上無線技術士等の無線従事者の資格を取得した時点等以降の業務経験年数が該当します。

Q-9 法第24条の8第1項の規定により、電波法を施行するために必要があると認めるときは、登録検査等事業者に対して立入検査を行うことがあるとのことですが、どのような場合に立入検査が行われますか。

（回答）立入検査は、登録検査等事業者の業務の不適切な実施に関する疑い又は外部からの情報があった場合にその事実関係を確認する場合に実施するほか、不正等の情報がない場合でも登録に係る業務が法令の規定に基づき適正に実施されているか確認するために実施することがあります。

Q-10 登録点検事業者であった者が登録検査等事業者として新たに登録を受けた場合に、登録点検事業者であったときの無線設備の点検データを判定することは可能ですか。

（回答）できません。

無線設備等の検査は、検査の点検である部分も含めて登録検査等事業者が自ら定めた業務実施方法書に従って行うことが必要です。従って、検査の点検である部分を登録の異なる登録点検事業者が行った結果を用いることはできません。

Q-11 判定員は、点検（検査の点検である部分を含む。）の業務を行うことができますか。

（回答）判定員は、「無線設備等の検査（点検である部分を除く。）を行うものであること（法第24条の2第4項第3号）」とされており、点検（検査の点検である部分を含む。）の業務を行うことはできません。ただし、次の質問とその回答のとおり、判定員は、点検員を兼務することが可能です。

Q-12 判定員と点検員は、兼務することができますか

(回答) 判定員と点検員を兼務することは可能です。その場合、判定員は、業務実施方法書に点検員として記載されて登録を受けることが必要となります。

Q-13 登録検査等事業者の登録の更新にはどのような手続きが必要ですか。

(回答) 登録の更新の際に必要な書類は、登録の申請の際に必要な書類と同様です。

なお、登録検査事業者がその登録の更新を受ける場合は、検査等事業者としての登録を受けた場合に課税される登録免許税(90,000円)は必要ありませんが、登録更新手数料(13,400円、電子申請の場合は、13,300円を予定)が必要となります。

Q-14 既に登録点検事業者の登録を受けて、今後も同事業を継続する予定ですが、新たに登録や更新の手続きが必要ですか。

(回答) 既に登録点検事業者として登録を受けている事業者は、制度改正後は「点検の事業のみを行う登録検査等事業者」とみなされますので、特段登録申請等の手続きは必要ありません。

また、登録点検事業者の登録には有効期限がありませんので、更新の手続きは不要です。

Q-15 登録検査事業者が交付した証明書を添付した検査実施報告書を総合通信局に提出すれば、ただちに、定期検査が省略されたことになりますか。

(回答) 検査実施報告書の提出を受けた総合通信局は、施行規則第41条の5の規定に基づき、証明書の内容が適正なものであるか、検査(点検である部分に限る。)を行った日から起算して3か月以内かつ総務大臣が通知した期日の1か月前までに提出されたものであるかの確認を行った上で、検査を省略する場合は、施行規則第39条第2項の規定に基づき、免許人に無線局検査省略通知書を通知します。

Q-16 登録点検事業者(制度改正前に登録を受けていた登録点検事業者を含む。)として登録を受けていた者が、登録検査事業者として登録を受けた場合、既存の登録点検事業者としての登録はどうなりますか。

(回答) 登録検査事業者と登録点検事業者は、異なる別個の登録に基づく別々の事業者ですので、新たに登録検査事業者としての登録を受けた場合であっても、既存の登録点検事業者としての登録は、引き続き有効です。よって、2つの登録が併存することとなります。

Q-17 登録検査事業者として登録を受けた者は、登録点検事業者の登録を受けられますか。

(回答) 法的には、登録点検事業者としての登録を受けられますが、登録検査事業者は、検査と点検の両方の業務を行うことができますので、別に登録点検事業者として登録を受ける必要はありません。

Q-18 登録検査事業者として登録を受けた者が、判定員の要件を満たす者がいなくなったので、登録点検事業者として登録を受け直すことを検討しておりますが、どのような手続きが必要ですか。

(回答) 登録検査事業者と登録点検事業者は、異なる登録に基づく、別個の事業者ですので、法第24条の9の規定に基づく登録検査事業者の廃止届を提出した上で、登録点検事業者として登録

の申請を行うことが必要です。

Q-19 登録検査等事業者等の不正等が発覚した場合、定期検査等の取扱いはどのようになりますか。

(回答) 不正の内容によっては、定期検査等を省略せず、国の検査を受けるか、他の登録検査等事業者等の検査又は点検を受けてもらうことがあります。また、既に定期検査の省略を受けた場合であっても、国が臨時検査を実施し、当該無線設備等が法令に定める事項に適合しているか否かを確認する場合があります。

Q-20 検査又は点検の業務を他の者に委託することはできますか。

(回答) 従来より、一般的な測定器では測定することが困難な特殊な無線設備の点検を行う場合等について、審査基準(第31条(3)ク(エ))の規定により、(A)点検の業務の一部を他の者に委託する旨が業務実施方法書に記載され、委託する点検の業務について、法第24条の2第4項第2号に適合して行われることを受託者との間で取り決める旨(全工協会と品管協会間の業務協定書)が記載されていること、(B)受託先が報告する点検の業務の結果の適正性を確認する方法及び当該点検の業務の結果に係る組織内の管理体制が明確に記載されていること等の条件を満たす場合においては、点検の業務の一部を他の者に委託することができました。

登録検査等事業者制度についても従来の考えを踏襲し、検査の点検である部分の一部、又は点検の一部を他の者に委託することができます。いずれの場合も点検のすべてを他の者に委託することはできません。

Q-21 A登録検査等事業者の判定員は、B登録点検事業者から判定を依頼された場合、これを行うことができますか。

(回答) A登録検査等事業者の判定員は、点検の事業のみを行う他の登録検査等事業者(B登録点検事業者)からの依頼により、他の事業者が行った点検結果を基に判定のみを行うことはできません。登録検査等事業者が検査を行う際は、点検と判定の両方の結果について責任を持つために点検と判定の両方を行うことが必要です。

なお、業務実施方法書にその旨を記載することにより、従来どおり点検(検査の点検である部分を含む。)の一部を他の事業者等に委託することができます。また、点検の事業のみを行う登録検査等事業者が点検を行った結果は、免許人が無線設備等の点検実施報告書を総合通信局に提出することで、これまでと同様に検査の一部を省略することができます。

Q-22 検査の業務において、「検査の点検である部分」を行う場所と「検査の判定」を行う場所が異なっても問題ありませんか。

(回答) 判定員は、点検員が作成した法令の規定を満足しているかどうか確認できる資料により判定を行うことになります。よって、検査の点検である部分の一部を他の者に行わせ、かつ検査の点検である部分と検査の判定が別の場所、別の者によって行われたとしても判定員は、点検員が用意した判定に必要な資料を基に判定を行うことになるため、問題ありません。

なお、点検(検査の点検である部分を含む。)は無線局に臨局して行うことを想定していますが、判定については、臨局する必要がないと判定員が判断する場合は、必ずしも臨局する必要はありません。

Q-23 判定員が的確に判定するために、地方総合通信局が管理するデータ（無線局事項書及び工事設計書等）を開示していただけますか。

（回答）地方総合通信局では登録検査等事業者に対して、当局が保有するデータを開示することはありません。無線設備等の対比照合は、免許人から提供を受けた情報、無線局に備え付けられた業務書類等に基づいて点検や判定をすることとなります。

なお、検査の判定は、検査の判定基準を含む「検査の実施方法」（平成23年総務省告示第278号）に従って実施することとなります。

Q-24 登録の取り消し、又は業務の停止処分を受けるのは、どのような場合ですか。

（回答）法第24条の10の規定に基づき、次の事項に該当する場合は、登録の取り消し又は期間を定めて業務の停止を受ける場合があります。

- ① 登録検査等事業者が欠格事由に該当した場合
- ② 変更又は承継の届出義務に違反した場合
- ③ 総務大臣の適合命令又は業務改善命令に違反した場合
- ④ 点検の結果を偽って通知した場合、又は証明書に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ⑤ 業務実施方法書によらないで検査又は点検の業務を行ったとき
- ⑥ 不正な手段で登録検査等事業者の登録又はその更新を受けた場合

Q-25 登録に係る業務の実施方法によらないで検査又は点検の業務を行っているとき、業務改善命令を受けるとのことですが、どのような場合に処分を受けますか。

（回答）法第24条の7第2項において、総務大臣は、登録検査等事業者がその登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る検査又は点検の業務を行っているとき、当該登録検査等事業者に対し、無線設備等の検査又は点検の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができることが新たに規定されました。

具体的には、「帳簿等の備付け・保存義務違反」、「測定器等の管理等の義務違反」、「業務実施方法書によらない検査・点検の実施」等が認められた場合は、無線設備等の検査又は点検の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

なお、総務大臣は、この法律を施行するために必要と認めるときは、その登録に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録検査等事業者の事業所に立入、その登録に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるとされています。

Q-26 登録検査等事業者制度を利用し、定期検査が省略された場合は、運輸局長宛の船舶局検査結果通知書の発行はどのようになるのでしょうか。また、誰がこれを発行するのでしょうか。

（回答）無線局の検査結果に基づく条約証書の発給又は裏書は国土交通省の権限のもとに行われています。今回、民間〈登録検査等事業者〉が検査を実施した場合の手続きについては、国が検査を実施した場合と同様に条約証書の発給等に必要な情報の提供について国交省から要請があり、現在調整中であるので、情報提供の時期、方法等について別途周知することといたします。